

赤ちゃんのいるすべてのご家庭を訪問します

こんにちは赤ちゃん訪問

赤ちゃんのご誕生おめでとうございます。楽しみにしていた赤ちゃんのご誕生で、
夢や希望が膨らんでいることと思います。

一方で、慣れない毎日のお世話や心配事などで、大変さを感じることはありますか。

はじめは誰でもわからないことが多く、不安になってあたり前です。

そんな時は一人で悩まずにぜひご相談ください。

立川市では、原則として生後4か月を迎えるまでの赤ちゃんのいるすべてのご家庭に、
助産師・保健師が訪問し、体重測定や様々なご相談をお受けしています。

赤ちゃんが生まれたら、赤ちゃん連絡票（出生通知票兼低出生体重児届出票）を
生後14日以内に下記URLもしくは二次元コードからアクセスし、
ご提出いただきますようお願いします。

↓ ◆赤ちゃん連絡票のご提出はこちらから

二次元コード



インターネットURL :

<https://logoform.jp/form/yY6d/341206>

※他市に住民票があり立川市に里帰りされている方で立川市での赤ちゃん訪問をご希望される場合、
まずはお住まいの保健センターにお問合せください。

赤ちゃん訪問では・・

- ✿ 赤ちゃんの体重をはかります
- ✿ 育児の相談や、お母さんの産後の健康についてのご相談ができます
- ✿ 上のお子さんについてのご相談もできます
- ✿ 地域の子育て情報を伝えします
- ✿ 費用はかかりません

立川市では赤ちゃんのいるご家庭を応援しています

※ 訪問の手続きやお問い合わせ先は、裏面をご覧下さい



訪問までの流れ～赤ちゃんが生まれたら～

ステップ1

「赤ちゃん連絡票」をご提出ください

表面二次元コードから生後14日以内にご提出ください。
入力が難しい場合には下記お問合せ先にご連絡ください。

ステップ2

保健師・助産師から連絡をします

赤ちゃん連絡票受理後、3週間以内に訪問の
日程調整のために連絡をいたします。

※下記の問い合わせ先電話番号以外の個人の
携帯電話から連絡する場合もあります。

※赤ちゃん連絡票のご提出がない場合にも、
訪問やお電話にてご連絡させていただきます。

Q & A ~こんな時はどうしたらいいの?~

Q. 里帰りをするのでしばらく立川市にいないのですが、どうすればいいですか？

A. 里帰りされる場合でも「赤ちゃん連絡票」は出産後14日以内に立川市へ必ずご提出ください。
また、里帰り先でも赤ちゃん訪問を受けることができます。里帰り先の区市町村によって、新生児訪問、
産婦訪問の実施方法が異なります。里帰り先で訪問を希望される方は、「赤ちゃん連絡票」をご提出の上、
下記お問合せ先にご連絡ください。

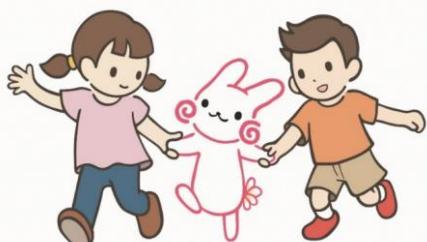
なお、里帰り先で赤ちゃん訪問を受けた場合でも、生後4か月以内であれば里帰り先から立川にお戻り後、
立川市でも訪問をさせていただきます。

Q. 立川市に転入してきました。どのように手続きしたらいいですか？

A. 立川市の赤ちゃん訪問は、原則として生後4か月を迎えるまでの赤ちゃんのいるすべてのご家庭が対象に
なります。表面の「赤ちゃん連絡票」よりご提出をお願いいたします。

Q. きょうだいの相談もできますか？

A. お受けしております。
赤ちゃんの誕生は上のお子さんにとってとても大きな変化になります。お母さん、お父さん、赤ちゃん、
そしてごきょうだいが新しい生活に慣れ、子育てを楽しめるようにお手伝いさせていただきます。



問い合わせ先 【令和7年5月移転します】

立川市子ども家庭部子ども家庭センター こんにちは赤ちゃん係

電話 042-527-3273 (3234)

月～金曜日（祝日を除く） 8:30～17:00

立川市ホームページ <https://www.city.tachikawa.lg.jp/>

※移転後も連絡先の変更はありません。